

亀岡市立保育所及び認定こども園における
午睡用寝具リース業務仕様書

1. 業務名

亀岡市立保育所及び認定こども園(以下、「保育所等」という。)における午睡用寝具
リース業務

2. 業務の目的

本業務は、午睡用寝具リース業務の導入により、保護者の利便性の向上及び負担軽減
に寄与することを目的とする。

3. 履行期間

令和6年8月1日から令和9年3月31日まで

※利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、履行期間満了前に業務を終了する
可能性がある。

4. 履行場所

※園児数は令和6年5月1日時点

施設名	定員	園児数	所在地
川東保育所	125 人	98 人	亀岡市馬路町流川 30-1
中部保育所	90 人	67 人	亀岡市曾我部町穴太川原口 34-1
東部保育所	150 人	120 人	亀岡市篠町野条下川 1
第六保育所	200 人	131 人	亀岡市北河原町1丁目 1-1
保津保育所	50 人	39 人	亀岡市保津町五番 60-2
本梅こども園	44 人	32 人	亀岡市本梅町井手早田垣内 13-2
森の自然こども園東本梅	36 人	42 人	亀岡市東本梅町東大谷生子田 69
山の自然こども園別院	40 人	7 人	亀岡市東別院町南掛正之垣内 10

※留意事項

・令和 7 年度から保津保育所が、亀岡市保津町六條口 54-22 に移転し、定員 90 人の認
定こども園に移行する予定である。

・令和 7 年度から亀岡市立幼稚園(所在地: 亀岡市大井町並河検見ヶ上 7)が定員102人の
認定こども園に移行するため、令和7年度から履行場所が1施設増える予定である。

5. 業務内容

上記4の施設の在籍児童の保護者のうち、希望する者に対し、午睡用寝具リース業務を提供すること。

ただし、下記の仕様を満たすこと。

- (1) 保護者と事業者との直接契約とし、リース料金の支払い及び還付等、支払いに付随する業務についても、リース事業者と保護者間で行う。
- (2) 月額2,000円(税込み)までとすること。
- (3) 午睡用寝具は、敷布団、掛布団(それぞれカバー付き)(夏場は掛布団の代わりにタオルケット)とすること。
- (4) (3)の寝具を週1回交換し、リース事業者において、カバーの洗濯・装着、布団の殺菌、その他付帯業務を行うこと。
- (5) 保育所等における午睡用寝具の交換に係る納品・搬出の日程・時間帯・場所については、リース事業者と亀岡市こども未来部保育課が協議し定める。
- (6) 午睡用寝具が汚れた場合に備えて、利用者が20人以上の保育所等には予備の午睡用寝具2組、利用者が20人未満の保育所等には予備の午睡用寝具1組を納入すること。
- (7) 各児童が専用で午睡用寝具を使用できるように、識別するための対策を講じること。
- (8) 午睡用寝具が汚れた場合は、保育所等においては洗浄せず、リース事業者が速やかに園から引き取り洗浄済の清潔な寝具と交換するか、もしくは、交換時に保育所等の職員がビニール袋等に入れて事業者に引き渡すこととする。
- (9) 午睡用寝具リースを保護者に周知するチラシ及びポスター等を作成し、保護者への周知を図ること。
- (10) リース開始後、年度途中から保護者が午睡用寝具リースを希望した場合は、対応すること。
- (11) 保護者及び保育所等の職員の負担軽減に努めること。
- (12) 保護者からの業務に付随する質問や苦情等について、責任をもって対応すること。
- (13) 本業務の進め方に係る協議等について、常に発注者と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。
- (14) 業務内容、その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は業務の範囲を超えて利用してはならない。
- (15) 業務遂行にあたり、個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこと。

その他、仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に疑義が生じた事項については、必要に応じ、亀岡市と受託事業者が協議してこれを定める。

以上